USPTO、AIA レビューに関する手続書面テンプレートを公表

2026 年 9 月 22 日
JETRO NY 知的財産部
角張、赤木

USPTO 特許審判部（PTAB）は、9 月 11 日に、PTAB における当事者系レビュー（IPR）や付与後レビュー（PGR）といった米国発明法（AIA）に基づくレビュー手続に関して、手続書面のテンプレートおよびガイダンスを公表[1]した。

今般、USPTO ウェブサイト[2]上で公表されたテンプレート・ガイダンスの概要は、次のとおりである。

１．AIA レビュー請求書に関するテンプレート・ガイダンス

- レビュー対象の特許のクレーム解釈やその有効性が否定されるべき理由に関する説明のほか、請求人における真の利害関係者の特定、本件レビュー手続に関連する全ての司法・行政手続の特定といった、レビュー請求書に記載すべき事項について言及・説明されている。
- 不必要に長大な説明や不明瞭な記載は、審理開始が拒否される原因となり得るとして、ベストプラクティスとして、権利の有効性が否定されるべき理由を見出しごとに分けて記述するなど、請求内容の簡潔かつ明瞭な記載が推奨されている。

２．特許権者の意見書に関するテンプレート・ガイダンス

- レビュー請求に対する特許権者の意見書に関して、クレーム解釈に関する主張、有効性が維持されるべき旨の反論のほか、対象の請求について時期的要件[3]違反があると考えられる場合にはその旨の主張など、意見書に記載すべき事項について言及・説明されている。
- ベストプラクティスに関して、請求書と同様に簡潔かつ明瞭な記載とするほか、上述の時期的要件違反に関する主張については、審理開始可否判断がなされる前の可能な限り早期に提起することが推奨されている。

USPTO は、これらテンプレート・ガイダンスが関連する規則を順守した手続書面の作成・準備に資するものであるとしつつ、その使用は任意であると説明している。

（以上）

---

[1] PTAB announces two new AIA templates
[2] Templates for AIA proceedings
[3] 35 U.S.C.§315